

大雪地区広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

令和2年3月30日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、大雪地区広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関しては、東川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年東川町規則第4号）を準用する。

(準用による読み替え)

第3条 前条の規定による規則を準用する場合において、「町長」とあるのは「連合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。